

退職金請求書の様式変更について

「マイナンバー制度」施行に伴い 退職金請求書の様式を変更いたしました。

林退共におきましては、下記のとおり退職金請求書の様式変更に伴い、退職金請求書に添付していただく書類が追加となりましたので、平成28年1月1日以降に会社を退職され退職金を請求される従業員（被共済者）の方には、新様式の退職金請求書をご利用くださいますようお願いいたします。

記

1. 退職金請求書の変更箇所について

- (1) 退職金請求書の「3. 退職所得申告書欄」を「退職所得確認欄」に変更
- (2) 上記(1)に伴い、退職金請求書の裏面に税務署所定の「退職所得の受給に関する申告書（兼）退職所得申告書」を掲載

※「退職所得の受給に関する申告書（兼）退職所得申告書」に個人番号記入欄が設けられたことから、当該申請書の提出に当たっては申告者の個人番号や身元の確認ができる書類を提出していただくことが必要となります。（詳しくは新様式の退職金請求書をご覧ください。）

2. 旧様式の退職金請求書について

旧様式の退職金請求書の在庫がある場合には、廃棄していただきますようお願いいたします。

3. 新様式の退職金請求書の配付について

各都道府県支部で配付しておりますので、最寄りの都道府県支部へお問い合わせください。

また、林退共ホームページ(<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/format/index.html>)からダウンロードすることもできますのでご活用ください。

独立行政法人 勤労者退職金共済機構

●林業退職金共済事業本部 TEL 03-6731-2887

●林退共各都道府県支部

・林退共ホームページ (<http://www.rintaikyo.taisyokukin.go.jp/map/index.html>)
でご確認ください。